

Title	古代の人々の背丈
Sub Title	On the height of ancient people
Author	三宅, 和朗(Miyake, Kazuo)
Publisher	三田史学会
Publication year	2015
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.84, No.1/2/3/4 (2015. 4) ,p.1(1)- 27(27)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	文学部創設125年記念号(第1分冊) 論文 日本史
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20150400-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

古代の人々の背丈

一 はじめに

古代の人々は聴覚によって、神々など異類の特別な声を聴いていたことはすでに論じた^①。しかしながら、人々が異界と接していたのは声―耳だけではない。人間の身体そのものを介して、異類や異界を想像していたこともあったとみられる。すなわち、人間の身体そのものが境界性、異界性を帯びることもあったはずである。それはどのようなケースかと問われれば、普通の成人と比べて異形のケースである。その異形の中身は多様であったとみられるが、本稿では、その一つとして人間の背丈を取り扱ってみたい。人並み外れた背丈の異形の人―背丈の高い人と低い人の場合で、かかる人たちにも境界や異界との関係が想像されていたようである。

古代の人々の背丈

三宅 和朗

このうち、背丈が低いケースに関しては、これまで子供や幼童神をはじめ、小子部^④、侏儒^⑤、奈良時代中期以降の史料にみえる内豎・内豎省^⑥、さらには中世の牛飼の童をはじめとする童子（童形）^⑦などが注目されてきた。その際には、子供（童）は老人（翁）と並んで境界的存在であったことが先学によって指摘されてきたところでもある。たとえば、黒田日出男氏は、中世では童・翁・女は一人前とはみなされず、象徴的には神に近い存在と意識されていたとされた^⑧。それに対して、服藤早苗氏は、八世紀以前の史料では「媼や男性も神として示現することからすれば、対等に近い男女関係から、男性優位へと社会が変容した結果、被差別者や弱者が神や仏になって示現するのであり、子どもや女・老人を聖なる者にとらえる聖女・聖童観が成立するのではなからうか^⑩」として、

黒田説を厳しく批判された。たしかに服藤氏の指摘の通り、童一翁の信仰を安易に古く遡らせることはできないところであろう。

本稿では、人間の身体の異形性の一つとして、背丈について言及する。⁽¹¹⁾その際、年齢の問題はひとまず措いて、一般の成人より背丈が非常に高い場合と低い場合とに注目することとした。ただし、後者の背丈が低い例に関しては、これまで子供を中心に多くの論者によって取り上げられているので、詳しく述べることはせず、言及は必要最小限に止める。以下では、古代の人々の心性を探る試みとして、これまであまり関心が向けられてこなかった背丈の高い異形の人を扱ってみたいのである。⁽¹²⁾

なお、本論に入る前に二点を指摘しておきたい。第一は、古代の人々の平均身長である。これを知る手がかりとして古人骨から推定する研究が参照される。その成果として、関東地方の古墳時代人の場合、男性の平均身長が一六三センチ、女性が一五一・五センチ、鎌倉時代では男性が一五九センチ、女性が一四四・九センチという指摘がある。⁽¹³⁾しかし、これは古墳時代人の場合、関東地方の事例に過ぎないし、何よりも本稿において諸史料をもとに扱う奈良・平安期のデータを欠くという問題があ

ることはいうまでもない。最近、片山一道氏は、比較できる資料が限られる中、近畿地方の古墳時代人(男性)の平均身長は一六一・三センチと推定されている。⁽¹⁴⁾いずれにしても、古人骨の分析結果はあくまでも参考程度としてみるべきであろう。ただし、現代人の平均が男性で概ね一七一センチ、女性で一五八センチであることからすれば、古代の人々の背丈は現代人より一回りは小さいといわねばならない。現代よりは少し低い目線で古代の人々の背丈をみななければならないはずである。⁽¹⁵⁾

第二は、尺度の問題である。大宝令制では、大尺は唐大尺(二九・七センチ)の一・二倍の三五・六センチであったのが、和銅六年(七二三)制では二九・七センチとされ(『続日本紀』和銅六年二月壬子条、『令集解』田令田長条古記所引和銅六年二月一九日条)、以後、この制が概ね継承されていった。本稿にあげる諸史料の尺度が何に由っていたのかという問題は残るが、ひとまず、大尺二九・七センチとして計算することとした。

二 背丈の高い古代の人々

1、六尺以上の背丈

古代の人々の平均身長が現代人より低いとみられるといつても、古代でも背丈の高い人は存在していた。たとえば、大津皇子は「容止壙く岸しくして：」（『日本書紀』持統称制前紀）、「状貌魁梧、器宇峻遠なり」（『懷風藻』）とあり、大津皇子の身長がどのくらいであつたかは不明という他ないが、身体つきは大きく逞しかったらしい。また、『続日本紀』延暦八年（七八九）九月戊午条の藤原朝臣是公の薨伝によると、是公は「為人長大にして兼ねて威容姿有り」とあつた。大津皇子や藤原是公は実在の人物であるが、この二人以外にも、伝承上の人物として、いわゆる欠史八代の一人の綏靖天皇は「壮に及びて容貌魁れて偉し」（『日本書紀』綏靖即位前紀）、『新撰姓氏録』左京諸蕃条に「長背連。高麗国王、鄒牟^{一名は朱蒙}自り出づ。天国排開広庭天皇。^{諡は欽明}の御世に、衆を率て投化れり。兒美しく体大きくして、其の背の巾長かりき。仍りて名を長背王と賜ふ」という例もある。しかし、ここでは、具体的に背丈の高さが史料に書かれている例をあげておきたい。もちろん、今日のように計測器に基く厳密な測定身長値が記されているかという疑問もあるが、ともかくも身長の高い順に具体例を列挙してみたい。

古代の人々の背丈

①五丈（約一五メートル）

管見の限り、背丈の五丈というのが最長例であるが、死体の話。すなわち、『今昔物語集』三一―一七によると、藤原信遠が常陸守の時に、常陸国の東西の浜に死人が打ち寄せられた。「其ノ死人ノ長ケ五丈余也ケリ。：其ノ死人頭ヨリ切テ頭無カリケリ、亦右ノ手左ノ足モ無カリケリ。此レハ鰐ナドノ昨切タルニコソハ。本ノ如クニシテ有マシカバ極ジカラマシ。亦低ニシテ砂ニ隠タリケレバ、男女何レト云事ヲ不知ズ」として、浜辺に打ち上げられた死人は五丈という身長で、頭や右手、左足がないので、もし、もとのように付いていたら、さらに大変なものであつたろう。男女の別は不明という。にわかには信じ難い話ではあるが、「国ノ者共此ヲ見テ、奇異ガリツ合テ、見嚶ケル事無限シ」として、目撃者も多数いたというのであるから、この話は真実として受け止められたはずである。

しかも、同話には、同様なことが陸奥国の海道でもあり、「此ル大人寄タリ」と聞いた国司は人を派遣して検分させたところ。この話には、朝廷に報告書（「国解」）を出そうとしたが、朝廷の使いが下ってくると、接待が大変なので、守も報告しなかったこと、陸奥国の武士が

「大人」に矢を試しに放ったところ、それが深く刺さったこと、そのうち、死体は腐乱して異臭がひどく、附近の人々も近付こうとはしなかったことというエピソードが載る。この話の場合の「大人」の背丈は記されているわけではないが、常陸・陸奥両国の海岸には、五丈はともかくも、時として巨大な死体が漂着していたことは認めてよいのであろう。

②一丈前後(約三メートル)

次は一丈、あるいはそれ以上とされた人物の例をあげる。『古事記』中(垂仁)によると、垂仁の皇子、大帶日子淤斯呂和氣の命(景行天皇)は「御身の長、一丈二寸、御脛の長さ、四尺一寸」とあった。¹⁷⁾景行の第二子、ヤマトタケルは、『日本書紀』景行二年三月戊辰条によると、「壮に及びて容貌魁偉し。身長一丈、力能く鼎を扛げたまふ」——『日本書紀』景行四〇年七月戊辰条に、景行がヤマトタケルに「今朕、汝を察るに、為人、身體長く大にして、容姿端正し」と告げたところ、そのヤマトタケルの第二子にあたる仲哀天皇は「身長十尺」とあった(『日本書紀』仲哀即位前紀)。景行—ヤマトタケル—仲哀と三代にわたって、一丈(一〇尺)クラスの人間が続いたことになる。この後では、反正が「御身の

長、九尺二寸半。御齒の長さ一寸広き二分、上下等斉して、既に珠に貫けるが如し」(『古事記』下〈反正〉)、「生れましながら齒、一骨の如し。容姿美麗し」(『日本書紀』反正即位前紀)とあった。

③七尺(約二メートル—一〇センチ)以上

七尺を超えるのは源為朝。『保元物語』下に「長七尺に余り、八尺に及べり」とあった。七尺の例では僧の例がある。すなわち、『日本靈異記』上—一四によると、百濟僧の釈義寛は齊明天皇の代に日本に渡って来、難波の百濟寺に住んだ。「法師は身の長七尺ありて、広く仏教を学び、心般若經を念誦せり」とあった。また、慈寛大師円仁の卒伝には、九歳の時、「一大徳を見る。顔色清朗にして、長六七尺なり」。傍の人に「叡山大師」と教えられたという夢を見た。一五歳の時に比叡山に登り、最澄に謁観し「顔兒を瞻視」したところ、かつての夢の姿通りであった、という話もある(『三代実録』貞観六年(八六四)正月辛丑条)。

義寛や最澄以外に、七尺(以上)とされた人物としては、阿闍梨祐慶が「たけ七尺ばかり」(『平家物語』二二)、僧文覚が「長七尺許ナル」(『源平盛衰記』一八)などの例があった。

④六尺以上（約一八〇センチ以上）

六尺以上の背丈の間は、③の七尺と比べると、例数も増えてくる。とくに『続日本後紀』以下の三国史の薨卒伝に六尺以上の身長が一〇人について記されていることからすると、やはり特記さるべき身長であったことが窺えよう。以下、薨卒伝の例を人名、身長、出典の順で揭示する。

イ、甘南備真人高直卒伝「身長六尺二寸」（『続日本後紀』承和三年（八三六）四月丙戌条）

ロ、池田朝臣春野卒伝「身長六尺余」（『続日本後紀』承和五年（八三八）三月乙丑条）

ハ、藤原朝臣浜主卒伝「身長六尺」（『続日本後紀』承和二年（八四五）正月辛亥条）

ニ、滋野朝臣貞主卒伝「身長六尺二寸」（『文徳実録』仁寿二年（八五二）二月乙巳条）

ホ、藤原朝臣高房卒伝「身長六尺」（『文徳実録』仁寿二年二月壬戌条）

ヘ、小野朝臣篁薨伝「身長六尺二寸」（『文徳実録』仁寿二年二月癸未条）

ト、安倍朝臣安仁薨伝「身長六尺三寸」（『三代実録』貞観元年（八五九）四月戊申条）

チ、滋野朝臣貞雄卒伝「身長六尺余」（『三代実録』貞観元年二月癸卯条）

リ、橘朝臣岑繼薨伝「身長六尺余」（『三代実録』貞観二年（八六〇）一〇月乙巳条）

ヌ、平朝臣高棟薨伝「長六尺」（『三代実録』貞観九年（八六七）五月丁巳条）

その他、『文徳実録』嘉祥三年（八五〇）五月壬午条の橘嘉智子薨伝には父清友の伝も載っており、清友は「身長六尺二寸」と伝えていること、薨卒伝ではないが、貞観八年九月、応天門の事件で異父弟豊城に縁坐して土佐国に配流された紀朝臣夏井については「身長六尺三寸」とあったこと（『三代実録』貞観八年九月甲子条）、前九年合戦で敗れた安倍貞任につき、『陸奥話記』には「其の長は六尺有余、腰囲は七尺四寸。容貌は魁偉にして、皮膚は肥白なり」と記されていたことなどが指摘される。

右の個人とは別に、六尺以上の背丈という点では、「是日、七道諸国に仰せて身長六尺已上の者を貢がしむ」（『続日本後紀』承和十五年（八四八）正月乙丑条）、「相模、武蔵、上総、下総、常陸等の国に下知して、長人六尺三寸以上の者を選び進ましむ」（『三代実録』貞観

八年五月壬戌条」という二史料もある。

この二史料のうち、前者に関しては、『江家次第』八(相撲召仰)に「先二・三月の比、大将以下陣座に於て相撲使の事を定む。関白・大将隨身・陣官・賭弓矢数の者等を使と為して、諸国七道に遣し、相撲人を召す也」とあるので、その制の先蹤として相撲節における相撲人の貢上に関する史料とみる余地もあるだろう。しかしながら、当該記事は『類聚国史』七三(相撲)の項に取り上げられていないので、相撲人の史料とするには躊躇される。結局のところ、七道諸国に六尺以上という長身者を貢上させ、それが何に利用されたかについては判断を保留したい。⁽¹⁸⁾

後者は『政事要略』二九(追儼)に採られているので、宮廷の年中行事としての一二月晦日の大儼(追儼)⁽¹⁹⁾儀における方相氏役の「長人」⁽²⁰⁾のことであろう。大儼では「長人」の方相氏と偃子(子供)が疫鬼を逐う役であった。

以上、六尺以上の背丈の人間の例を列举してみたが、六尺以上とは、薨卒伝のいわば特記事項の一つであったこと、前掲の史料の中でも池田春野(口)に「身長六尺余。稠人の中、揭然として立つ。会集の衆人、眼を駐め

ざること莫し」として、六尺の身長は周囲からかなり目立つ存在であったこと、⁽²¹⁾方相氏は六尺三寸以上から採用されていたこと、逆に六尺未満の人物は後掲の景戒の例(『日本霊異記』下―三八)があるが、かかる程度の背丈の例が史料に出てくるのが少ないこと、⁽²²⁾それに前述の通り、古代の人々の平均身長が現代人より低いと推定されることまでも勘案すると、古代において、六尺以上の背丈とは高い身長と判断する一定の基準だったのであろう。⁽²³⁾

なお、貞観六年(八六四)正月、清和天皇の元服(一五歳)に際し、「預め勸学院の藤氏兒童の高き四尺五寸已上の者十三人に詔して加冠す。是の日、内殿に引見す」(『三代実録』貞観六年正月戊子朔条)として、元服時の身長が四尺五寸以上とみられていた。相撲節の占手として童相撲があり、『内裏式』中によると、「四尺以下の小童を用ゐる。前一日、内裏に於て長短を量り、或は四尺を過ぐる者有らば、當日更に相撲せしめず、以て負と為す」とあった(『儀式』八も同じ)。『扶桑略記』延長六年(九二八)八月辛巳条によると東宮童相撲では「四尺五寸の童」が採用されている。それに『今昔物語集』二四―二は、高陽親王が、京極寺の前の田が旱魃で

干上がつてしまったので、「長ケ四尺計ナル童ノ左右ノ手ニ器ヲ捧テ立テル形ヲ造テ」田の中に立てたところ、これを見た人が器に次々と水を入れて面白がったので、勞せずして田に水が満ちたという話であるが、この中のからくり人形も「四尺計ナル童」であつたことも参看するならば、四尺か四尺五寸までが童の背丈とみられていたのではないだろうか。とすると、四尺ないしは四尺五寸以上、六尺未満までが普通の成人男性の身長とみられていたのではないだろうか。

2、背丈の高い人々と境界性・異界性

本節では、古代において背丈の高い人々が境界性・異界性を帯びることがあること⁽²⁴⁾を指摘したいが、その前段に、人間の身長自体が境界性をもつことが窺われる、三つの事例に言及しておきたい。

その第一の例として、『三代実録』貞観七年（八六五）一二月丙辰条によると、甲斐国司の中央政府への報告によると、「往年」八代郡では暴風大雨、雷電地震、富士山の噴火と続いたところ、今年、八代郡の擬大領無位伴真貞が「…須く早く神社を定め、兼ねて祝禰宜を

任じ、宜しく潔斎し奉祭すべし」という浅間明神の託宣を告げた。その時、「真貞の身、或は伸びて八尺可り、或は屈みて二尺可り、體を変へて長短をなし、件等の詞を吐く」であつたという。このように託宣に際して、真貞の身が長短に変化したという不思議な出来事は、真貞の身に浅間明神が憑依し、真貞の身体が境界性・異界性をもつたことの証であらう。

第二の事例は、『今昔物語集』一六一一七の話⁽²⁵⁾で、備中国賀陽郡の賀陽良藤は、寛平八年（八九六）、妻が上京中に、狐が変身した女に誘惑されて、行方不明になる。もとの家では良藤の兄弟・子供が栢の木で「良藤が長等シ」という十一面観音像を作つて礼拝した。すると、観音の化身である俗人が狐の住処である倉の下から狐を追い出し、良藤を外に押し出した。良藤が女の家と思つて倉の下で暮らしていたのは一三日間であつたが、良藤には一三年間のようであり、また、倉の桁下の高さはわずかに四、五寸に過ぎないが、良藤には高く広く大きな家だと思われていたという話。

この話は異郷滞留譚といわれる説話で、「筒川の嶼子」（浦嶋太郎）が海上の大きな嶋（蓬莱山）で過ごした三年が現世では三〇〇年であつたという関係（『丹後

『国風土記』逸文』とは逆ではあるが、良藤にとつて一三年と感じられた時間が実際はわずか一日であつたとして、時間の経過が相違するというのは本譚の特徴であつた。しかも、それと同時に興味深いのは、異界である倉の下がわずかに四、五寸の高さに過ぎなかつたのが、良藤には高く広く思われたという点で、異界では良藤の背丈も小さくなつていたと考えられていたこと、救い出された良藤は、狐の住処での様子とは異なり、「瘦タル事病二煩ヘル人ノ如シ」とあつたことである。さらには、良藤の背丈に合わせて作られた観音像も俗人となつて倉の下に入り込んだことになっているが、この観音も倉の下では小さな姿に変身していたとみてよいだろう。しかも、その点では狐も同様で、倉の下では狐は小さな人間に変身していたはずである。すなわち、倉の下という異界では、時間ばかりでなく、人間（観音）や狐の姿形、とくに背丈まで現世とは変化することがあつたことが知られよう。⁽²⁶⁾

第三の例として、『日本霊異記』下——一三は、美作国英多郡で採鉦夫が事故で坑内に閉じ込められた。家族は死んだものと思ひ、観音像を描くなど供養して七日が過ぎた。すると、観音の化身の沙弥が坑内の採鉦夫のもと

に食物をもつて現れ、その後、通りがかつた人に救出されたという話である。この話の中で、坑内の「穴の戸の隙、指刺す許開き、日の光被び至りぬ。故に一の沙弥有り。隙より入り来り、鉢に饌食を盤りて、以て与へて語らく、「汝の妻子、我に飲食を供へ、吾を雇ひて勧め救はしむ。汝復哭き愁ふるが故に、我来る」といふ。隙より出で去る。…」とあつた。⁽²⁷⁾指の入るくらいの小さな隙間から沙弥が坑内に入り、採鉦夫に食事を届け、隙間から出ていったというのであるから、少なくとも、観音の化身である沙弥は坑内への出入り口では極めて小さな姿に変身していたとみてよいだろう。沙弥が携えてきた食物（観音に供えられたご馳走）も同様であろう。沙弥（観音）ははじめから異界の存在であるとしても、背丈の長短と異界・境界とが関係する一例として取り上げられよう。

なお、下——一三の話と関連して、『古事記』上に、火神カグツチがイザナキに殺された際、「御刀の手上に集まれる血、手俣自より漏き出でて、所成りませる神の名は、（注略）闇淤加美神。…」、オホナムチが根国に入る時、「木の俣自り漏き逃がし而…」、『日本書紀』第八段第六の一書にスクナヒコナは「指間より漏き墮ちしには

：」とあった。この中の「漏（クク）」とは、勝保隆氏の考察²⁸の通り、「狭い隙間を潜り抜け、あるいは隙間に潜り込んで、そこを通過し、姿を消す意」とみられる。

要するに、狭い隙間とは異界への通路であったが、『日本霊異記』下——三の例も考え合わせると、かかる空間を通過する際には背丈も変化することがあり、そこでは背丈に異界性との関連が指摘されるのである。

以上の三例からも、人間の背丈は人間が異界と接したり、あるいは異界に入りこむことにより、長短に変動することもあったといえよう。人間の背丈の異界性の一端が窺えよう。²⁹そこで、このことを踏まえた上で、改めて、前節に指摘した、①から④の背の高い異形の人々と境界性について検討してみたい。

まず注目したいのは、①浜辺に打ち上げられた「死人ノ長五丈余也ケリ」の『今昔物語集』三——一七の話である。すでに指摘したように、同様の「大人」の死体は陸奥国の海道にもあったと語られていた。そもそも浜辺は海陸のせめぎ合う境界領域であった。こうした場に立ち現れた巨大な死体を介して、人々は海の向こう側の異界を感じ取っていたことは間違いない。とくに陸奥国の「大人」には「男女ヲバ難知シ」であるが、学識あ

る僧からは「阿修羅女ナドニヤ有ラム」という推測もなされたという。『今昔物語集』三——一六には、佐渡国の人の船が強風で見知らぬ島に漂着したが、「其ノ人ノ長極テ高カシ。有様実ニ此ノ世ノ人ト不思ズ」として、「船ノ人此ヲ見ルニ、怖シキ事無限シ。：「我等ノ、鬼ノ住ケル島ヲ不知デ来ニケリ」と恐れたという話がある。海の向こうにはかかる長身の人々の島の存在が觀念されていたことと、「長五丈余」の死体の漂着とは密接な対応関係にあったといえよう。

しかも、『今昔物語集』三——一八には、越後国の浜辺に「広サ二尺五寸、深サ二寸、長サ一丈許ナリ」という小船が打ち寄せられたという話がある。この小船は「絃ノ船一尺許ヲ迫ニテ、梶ノ跡有リ」。これを見たものは「何也ケル少人ノ乗タリケル船ニカ有ラム」ト思テ、奇異ガル事無限シ。：長ナル者ノ云ケルハ、「前々此ル小船寄ル時」トナム云ケレバ、然レバ其ノ船ニ乗ル許ノ人ノ有ルニコソハ。此ヨリ北ニ有ル世界ナルベシ、此ク越後ノ国ニ度々寄ケレハ。外ノ国ニハ此ル小船寄タリトモ不聞エズ」とあった。越後国の場合は「少人」が乗ったと思しき小船の漂着であった。「長ナル者」（古老）は前にもそのような例があるといい、越後国の北に

は「少人」の国があるのだらうと想像されている。「少人」というのも、「大人」と同様、浜辺という境界領域に立ち現れる異形であった。境界領域に漂着とした「大人」「少人」が境界性・異界性を帯びていたことは明らかである⁽³⁰⁾。

次の②では、景行・ヤマトタケル・仲哀の三代と反正が一丈前後という長身の人物として『古事記』『日本書紀』に伝えられていた。景行は長身と同時に脛の長さが強調され、また、特別に事績も記されていない反正には長身であったことと齒や齒並びのすばらしさが特記されている。このように身体的特徴が記されているのは、いずれも天皇や皇子を讃美する言葉といつてよいだろう⁽³¹⁾。

その一方で、右記の四名の内、少なくとも、景行・ヤマトタケル・仲哀の三人の長身に關しては『古事記』『日本書紀』の構想に基いた伝承とみられる節がある。

そもそも、『古事記』『日本書紀』の史料としての信用度や性格については、岡田精司氏の指摘の如く、神武から雄略までは「大和王権の発展・拡大を同心円状に描いたもの⁽³²⁾」と捉えた方がよい。すなわち、『古事記』『日本書紀』の諸説話は、神武の「大王の出現」、崇神・垂仁の「国家の基礎固め」を経て「国内統一戦争→外征と海外

領土の服従」という順番で配列されているとみられるからである。

この中で、景行以下の三人は「国内統一戦争→外征」に登場する人物であった。『古事記』中(景行)によると、ヤマトタケルは熊曾建、出雲建を征伐し、さらに東国各地を平定した後、伊服岐山の神を捕えるのに失敗。能煩野で死去したとある。『日本書紀』(景行)では、景行は熊襲征討のため征西。熊襲を平定した後も九州各地を巡行し、日向から都に帰還した。しかし、再び熊襲が叛いたため、ヤマトタケルが熊襲を征討。その後、東国から陸奥国を平定し、大和に帰還する途中、能褒野で死んだとあり、『古事記』の伝承とほぼ共通する(『古事記』に比べて出雲征討の話を欠く)。ヤマトタケルの死後は、父の景行が伊勢から東国に入り、倭に帰還したとあった。

景行・ヤマトタケルによる国内統一が終了した後、成務が国造・県主を設置して地方の統治機構の整備がなされた上で、仲哀が海外遠征を行うことになる。『古事記』中(仲哀)によると、仲哀は筑紫の訶志比宮で神功皇后への神託を信用せず、そのため、仲哀は死去してしまう。その後、神功皇后が神の援助を得て新羅を征服し

たとあった(『日本書紀』〈仲哀・神功〉もほぼ同じ)。

このように景行以下の三人は、『古事記』『日本書紀』の中では、いずれも畿外・海外の征服を目指した人物として位置づけられていたことがわかる。このうち、仲哀の事業は失敗であったが、各地に赴いて敵対勢力に対峙するためにも、殊更、三人は背丈の高い人物とされたのではあるまいか。

かかる地方平定伝承と天皇の身体という観点から興味深いのが、雄略とヒトコトヌシの話である。『日本書紀』雄略四年二月条によると、天皇が葛城山で狩猟をした際、突然、「長人」(ヒトコトヌシ)に出会う。「面貌容儀、天皇に相似れり。天皇、是神なりと知しめせれども」、天皇と「長人」は互いに名乗り会い、その後、天皇と神とは日暮れまで狩猟を楽しんだとある。雄略は、「長人」のヒトコトヌシとよく似ていたというのであるから、雄略自身も「長人」の可能性が高い。『古事記』下(雄略)によると、葛城山に行幸した雄略に対して、「彼の時に、其の、向へる山の尾より、山の上に登る人有り。既に天皇の鹵簿に等しく、亦、其の束装の状と人衆と、相似て傾かず」とあった。『古事記』には「長人」とは無いものの、天皇とヒトコトヌシとは同じ行列

であったというのであるから、やはり、両者は同じような背格好といってもよいだろう。

いずれにしても、葛城山という異界で狩猟を行った雄略が、ヒトコトヌシと同様、「長人」であったというのは示唆的である。かかる点を先の問題に考慮すると、畿外・海外平定に立ち向かったという天皇・皇子には、異界の神々や人間とは対等かそれ以上の背の高い人物として仮構されたのではないだろうか。東征を前にヤマトタケルは父の景行天皇から「形は我が子、実は神人にますことを」と告げられ(『日本書紀』景行四〇年七月戊戌条)、また、「蝦夷の境」では「蝦夷の賊首、嶋津神・国津神等」に「仰ぎて君が容を視れば、人倫に秀れたまへり。若し神か。姓名を知らむ」と問われたのに対して、タケルは「吾は是、現人神の子なり」と答えている(『日本書紀』景行四〇年は歳条)。まさに景行らの一文という背丈は、『古事記』『日本書紀』の構想から生み出されたもので、史実とは無縁とすべきであろう。

このようにみてくると、仲哀の後、三韓征伐を行ったという伝承のある神功皇后も長身とみる節があることに留意したい。³³⁾山上憶良作の鎮懷石歌(『万葉集』五一八一一三)序文には「大きなは、長一尺二寸六分、囲み一

尺八寸六分、重さ十八斤五兩、小さきは、長一尺一寸、囲み一尺八寸、重さ十六斤十兩。並に皆楕円く、状は鶏子のごとし」(『筑紫国風土記』逸文逸都県条、『筑前国風土記』逸文怡土郡条にもほぼ同様な石の形状が載る)として、皇后は二つの大きな石を身につけて出征したというのであるから、皇后も景行らと同じく背丈の高い人物と観念されていた可能性があろう。とすると、『古事記』『日本書紀』では「国内統一戦争→外征と海外領土の服従」に関わった景行から神功皇后までが背丈の高い人物と観念されていたのであろう。⁽³⁴⁾

③では、七尺を超える背丈という源為朝に関しては、生け捕りにされて都に連行された際、見物人から「鬼神・化物などいふも、かやうにこそあるらめ」といわれたという(『保元物語』下)。為朝が「鬼神・化物」とみられていた様子が察せられよう。為朝と同様なケースとしては、③の中の安倍貞任(「六尺有余」)であろう。貞任の背丈は『今昔物語集』二五——二三でも同じであるが、室町時代の『義経記』一になると、さらに進んで、安倍貞任の「これら兄弟、丈せい骨柄人にも越えて、貞任が丈高さは九尺五寸、宗任は八尺五寸、何れも八尺に劣るはなし。中にも境冠者良増は、丈の高さ一丈三寸候ひけ

り⁽³⁵⁾」として、背丈が貞任だけではなく、兄弟までもが「人にも越え」る長身の人と記されるようになっていいる。七尺では、前記した通り、『日本霊異記』上——一四の釈義覚が「長七尺」であり、義覚のような高僧は背が高いとみられていたらしい。というのも、『日本霊異記』下——三八には、景戒の夢として、乞食僧(鏡日)が景戒の家にやって来て、「上品の善功德を修すれば、一丈七尺の長身を得む。下品の善功德を修すれば、一丈の身を得む」といった。それに対して、景戒は善行が不足しており、「故に我、身を受くること唯五尺余有らくのみ」といつて後悔したという話が参考になるからである。「一丈七尺」とは釈迦の一丈六尺を超えることを意識したものとされているが、義覚の背丈にも釈迦に近づこうとする仏教修行者の姿を見出すことができるだろう。とすると、円仁が夢に見たという最澄の「長六七尺」も義覚と同様といえるかもしれない。

義覚について立ち返ると、義覚のいる室内が光り輝いたという話(上——一四)がある。『日本霊異記』に限ってみても、かかる僧は他にもおり、願覚(上——一四)、道照(上——二二)においても同様であった。仏像も光ることがあり、金鷲山寺の執金剛神の摂像(中——二二)、下

毛野寺金堂の観音像（中―三六）、鵜田堂の薬師仏木像（中―三九）の例があった。このような放光という霊異が仏像や僧の身体において現れるという点は注目に値する。行基が「指臂を焚き剥ぎ」（『続日本紀』養老元年（七一七）四月壬辰条）、「身を害し指を焼く」（『類聚三代格』三、養老六年七月一〇日太政官奏）という修行をしたとあること、『日本霊異記』下―三六に藤原家依の病氣治療を行った禪師が「手の於に燭を置き、香を焼きて、行道し、陀羅尼を読み、忽に走り転ぶ」とあることから窺えるように、僧が俗人から隔たった仏菩薩の世界に近づこうとする中で、仏像と僧の身体が共通の感覚として捉えられていたのである。すなわち、義覚のような高僧は修業する中、自ら異界性を帯び、七尺という背丈、放光という霊異を現すに至ったものといえよう。

なお、同じ七尺の背丈といっても、義覚と阿闍梨祐慶とは意味合いが異なる。祐慶については、『平家物語』二「一行阿闍梨之沙汰」によると、山門強訴の責任を問われて東国に流罪となった天台座主明雲を近江国分寺から大衆が奪還する話があるが、その際、西塔の「阿闍梨祐慶といふ悪僧あり。たけ七尺ばかりありけるが…」、明雲の輿を大講堂までかつぎあげたとある。祐慶

の場合、「（明雲が乗った）前輿かいて、長刀の柄も、腰の輓もくだけよとあるままに、さしもさがしき東坂、平地を行くが如くなり」とあるように、多分に誇張もあるが、祐慶は明雲を奪還する大きな体躯の人物として描かれているからで、高僧義覚とは性格が異なる。

最後に④の六尺以上の人々について検討してみたい。かかるメンバーの中に比較的多く共通する経歴としては対外交渉に当たった官人という点であろう。たとえば、小野篁（へ）は、承和の遣唐使では副使に任命されながらも、最後は乗船を拒否したため、嵯峨上皇の怒りに触れ、隱岐国に流罪となった人物。滋野貞主（二）、同貞雄（チ）は、橘清友とともに渤海使応接者としての経歴をもつ。その他、具体的な身長は判然としないが、貞観一四年（八七二）の渤海使を接遇した人物として、大江朝臣音人（賜詔命使）は「儀容魁偉」（『三代実録』元慶元年（八七七）十一月庚子条）、源朝臣興（賜勅書使）は「外兒雄峻」（『三代実録』貞観一四年二月乙酉条）、狛人氏守は「為人長大にして容儀観るべし」（『三代実録』貞観一四年五月甲申条）とあった。また、白雉四年（六五三）に派遣された遣唐使の大使に大山下高田首根麻呂がいる。根麻呂の「更の名は八掬脛」であつた

〔『日本書紀』白雉四年五月壬戌条〕。「脛」の長いものは、前掲の景行(『古事記』)のように長身とみられるとすれば、根麻呂もやはり並外れた背丈であった可能性があるう。

このように対外交渉に従事した官人の中に人並み外れた体格の持ち主がいたことは間違いない。この点については、すでに加藤順一氏に専論³⁹⁾があり、氏の指摘の通り、人物の優れた外貌が外交の場で重要であったと理解してよいだろう。少なくとも、古代国家は、長身であるなど、外貌に優れた人物を選んで対外交渉に当たらせていたものといえる。しかも、加藤氏は、遣唐使人の容姿について、以下のような興味深い考察も⁴⁰⁾されている。

すなわち、唐の張鷟の『朝野僉載』四に、左拾遺魏光乗が一人もの人物に彼らの特徴をもとに渾名をつけたため、地方に左遷された。その際、舍人呂延嗣は「長大少髪」を理由に「日本国使人」と渾名されたという一件である。これは開元二・三年(七一四・五)頃の出来事とみられ、当時、大宝遣唐使の坂合部大分が、執節使粟田真人らが帰国後も唐に留まっていた時期にあたる。それ故、坂合部大分の「長大少髪」という風貌が呂延嗣の渾名に利用されたのであろう、と。以上の加藤氏の考察に

より、呂延嗣の渾名を介して、坂合部大分も「長大少髪」を理由に遣唐使に選ばれた可能性が考慮されよう。

しかしながら、ここで注目しておきたいのは、対外交渉に携わった官人と②の景行以下の三人の共通性である。すでに指摘した通り、景行らは畿外・海外の敵対勢力と対峙し、平定する役割として、背丈一丈(この背丈そのものは史実ではあるまい)の長身が想像された。とすれば、彼らと同様に、六尺以上の長身の官人たちにも、異国と向き合う存在として異界性が意識されるようになっていたのではないだろうか。

ところで、③の中でも、異界性が顕著であるのは小野篁(へ)である。篁には『今昔物語集』二〇―四五に次のような著名な説話があった。すなわち、藤原良相が重い病氣になり、閻魔王宮に召され、裁判を受けた時、冥官の中に篁がおり、篁は良相を弁護したため、良相は蘇生することができた。数か月後、良相は篁に冥界での出来事を尋ねると、以前、篁が罪科に処せられた際に良相が弁護してくれたことへのお礼だという。このことを聞いた良相はますます恐れて「篁ハ只人ニモ非ザリケリ、閻魔王宮ノ臣也ケリ」ということが分かった。しかも、この話は自然に世間にも伝わり、「篁ハ閻魔王宮ノ臣ト

シテ通フ人也ケリ」と皆が思い恐れたというもの。また、『江談抄』三十三九には、藤原高藤が急死した際、簀は高藤の手をとって引き起したところ、高藤は蘇生した。高藤は簀を拝して「覚えずしてはかに閻魔庁に到る。

この弁（簀のこと―引用者注）、第二の冥官に坐せらるゝと云々。よりて拝するなり」といったという話も伝わっている。このように生きながら冥界に出入りするという話が簀について語られたのはなぜだろうか。それは簀には隠岐国に流罪となつて一時期、京を離れたという履歴があつたことと同時に、六尺二寸という当時としては並外れた長身で異界性をもつていたことが関係していたのではないだろうか（後述）。

また、対外交渉とは無縁であつたが、六尺の人物として、藤原高房（ホ）がいた。高房の功績として、天長四年（八二七）に美濃介に任じられて現地に赴任すると、安八郡の「陂渠」（灌漑用水池）の堤防が決壊して水を蓄えられずにいたのに対して、「陂渠」の神の迷信を「民に利すれば死しても恨まず」といって、民を駆使して堤防を築かせた。また、席田郡に「妖巫」がおり、民が「毒害を被る」というので、これまでの国司が「妖巫」を恐れて部内に立ち入らなかつたのを、「高房単騎

入部して、其の類を追捕し、一時に酷罰」したという（『文徳実録』仁寿二年二月壬戌条）。高房は平安初期の典型的な良吏であるが、彼が「陂渠」の神や「妖巫」という異類、異界の存在に積極的に立ち向かつていった背景の一つに六尺という背丈の問題は見逃せないのではあるまいか。

大雛（追雛）儀の方相氏に関しては、前述の通り、六尺三寸以上の身長が要求されていた。長身の上に四つ目の仮面を被るという異形の方相氏は、仮子という子供とともに鬼逐いの役であつた。しかも、方相氏は、一〇世紀中頃から後半を境に鬼とみなされて追放される存在とみなされていったことが知られている。仮子についても『延喜式』一三（大舍人寮）の古写本（九条家本）に「コオニ」という傍訓が付せられていることから、仮子も最終的に鬼として追われるようになっていったものと思われる。⁴²かかる背景として方相氏や仮子の境界性を指摘することができよう。

『続日本後紀』天長一〇年（八三三）四月丙子条に「勅して、大舍人穴太馬麻呂と内豎橘吉雄とを喚す。双立ちて其の身長を量るに、吉雄甚だ姪し。而して其の頭首馬麻呂の腋下に及ばず」という記事がある。この記事

も『政事要略』二九(追儼)に収められているので、方相氏と振子に関する史料とみられる。ここからも方相氏役を勤める穴太馬麻呂の身長は並外れて大きかったようである。しかも、馬麻呂の存在は名前とともに後世に記憶されていったらしい。『西宮記』恒例第三(裏書)には、前掲の貞観八年五月の記事(相模以下の諸国に「長人六尺三寸以上」を貢進させた)を引用した後、「今案ずるに、世の人今に及ぶに長人を呼びて馬丸と曰ふの興、是歟」、「同(延喜)七年十二月廿九日、大舍人廣高、病有りて馬丸に供へ奉らず。仍りて京職進む所、高田夏吉を以て之と為す。其の高さ平人に異ならずと云々」とあり、方相氏(長人)は穴太馬麻呂の名にちなんで「馬丸」とも呼ばれ、延喜七年(九〇七)では大舍人廣高が病で「馬丸」役に奉仕せず、代役の高田夏吉は背丈が「平人に異ならず」とあった。そのため、延喜七年の追儼は「処々、或は追儼せず」という状況で、「今年(延喜八年)京中咳を愁ふ。此疫鬼を儼せず依ると云々」と人々はいったとある(『西宮記』恒例第三(裏書))。以上の経緯からも、方相氏には長身の六尺三寸以上の人が求められていたこと、「平人と異ならず」というような背丈の人物では方相氏役(馬丸)はふさわしくなく、

追儼も十分になされなかったことが確認されよう。⁽⁴³⁾

このように古代の背丈の高い人々を検討してみると、そのすべてではないが、境界性・異界性が検出されるのである。ただし、その場合、各人の境界性・異界性とは一律同じというわけではなかった。①のように海浜で海の向こう側に異界を想像していたケース、②④のように、背丈の高い人を利用して国内・国外の勢力、あるいは大儼の場で疫鬼と対峙するという王権・国家側が懐く境界性・異界性、さらには、③の中には、源為朝のような武勇に優れたものや義覚のような仏教修行者(高僧)の例も含まれており、内実は多様であったこともあわせて指摘できよう。

三 異類の背丈の高さ

古代にも列島外の異界から来着・漂着した人々の記述が史料に見出される。たとえば、『日本書紀』垂仁二年是歳条一云には「御間城天皇の世に、額に角有ひたる人、一の船に乗りて、越国の筥飯浦に泊れり」として、「意富加羅國の王の子、名は都怒我阿羅斯等」の来着記事がある。「都怒我阿羅斯等」は「額に角有ひたる」という異形の姿であった。また、『日本後紀』延暦一八年(七

九九) 七月は月条には、参河国に漂着した「崑崙人」が「身長五尺五分、耳長三寸余。言語通ぜず。何れの国の人なるか知らず」という記事もある。この場合の漂着者の背丈はけっして高いわけではないが、耳の長さや言語が通じないという点から、同人の境界性・異界性が判断されているのであろう。それに対して、前節にあげた例に立ち返ると、常陸国の東西の浜に打ちあがった「死人ノ長ケ五丈余也」や陸奥国海道の「大人」の例(『今昔物語集』三一―一七)があった。かかる例からも、異形性の一つに背丈があったとみてよいだろう。実際、諸史料に当たると、異類には、高い背丈の人間と同等か、それ以上のケースが少なくない。以下において、人々に目撃された背丈の高い異類で、しかも具体的な長さが判明する例を取り上げてみたい。⁴⁴⁾

①三丈(約九メートル)

イ、和氣清麻呂が宇佐八幡宮で託宣を授かった際に八幡神が示現「其の長は三丈許にして、相は満月の如し」

(『日本後紀』延暦一八年(七九九)二月乙未条)

②一丈(約三メートル)

ロ、肥後国の官人を襲った羅刹鬼「長一丈余なり。身体

高大にして」(『法華験記』下―一一〇)

古代の人々の背丈

ハ、吉野山で大蛇に襲われた聖人を救った鳩槃茶鬼「長ケ一丈余許ナル鬼也」(『今昔物語集』一四―四三)
ニ、承平元年(九三一)六月二八日、弘徽殿の東欄に出現した鬼「長一丈あまり」(『古今著聞集』五九三)
ホ、元慶年中、僧静観と同門の僧聖蓮の夢に現れた、龍宮より来たという一僧「長一丈許」(『日本高僧伝要文抄』一、静観僧正伝)

③七尺(約二メートル一〇センチ)以上

ヘ、近江国安義橋に出現した鬼「長八九尺許ニテ」(『今昔物語集』二七―一三)

ト、承安元年(一一七二)七月八日、伊豆国奥島の浜に漂着した鬼「身は八九尺ばかりにて」(『古今著聞集』五九九)

チ、弘法大師が大和国宇智郡で出会った大銅獵師(高野明神)「其形、面赤クシテ長八尺計也」(『今昔物語集』一一―二五)

リ、染殿后に通った鬼「長ケ八尺許ニシテ」(『今昔物語集』二〇―七)

ヌ、新生児の寿命を予言した鬼神「長八尺許ノ者」(『今昔物語集』二六―一九)

ル、世尊寺(旧藤原伊尹邸)の南庭の墓から掘り出され

た尼公「丈八尺」(『富家語』一〇五)

ヲ、寝ていた五位の侍を庄殺した板「七八尺許」(『今昔物語集』二七一—一八)

ワ、天孫の降臨をアメノヤチマタで出迎えた猿田彦大神「背の長さ七尺余り。當に七尋と言ふべし」(『日本書紀』第九段第一の一書)

カ、五条堀川の旧家で三善清行の前に出現した女「居長三尺許」(『今昔物語集』二七一—三二)

④軒と等しい高さ

ヨ、常寧殿に出現した鬼「高さは殿の棟に余ると云々」

(『扶桑略記』延長七年(九二九)四月甲子条)

タ、藤原道兼が深夜、仁寿殿の東側敷石の辺で引き返す「軒とひとしき人のあるやうに見えたまひければ…」

(『大鏡』)

レ、紀長谷雄が朱雀門上層で見た靈人「長ハ上ノ垂木近く有ルガ」(『今昔物語集』二四—二)

ソ、丹波国に下向した斎藤助康が古い堂で生け捕りにした古狸「堂の軒とひとしき法師の、くろぐろとして見えけり」(『古今著聞集』六〇七)

ツ、一条棧敷屋の中から男が目撃した鬼「長は軒と等しくして、馬の頭なる鬼なりけり」(『宇治拾遺物語』一

二—二四)

右の諸例につき、若干補足しておく。まず、イの宇佐八幡神の話に関連して、『古今著聞集』五八三には後朱雀天皇が四季の御屏風の上に「大きな人、あかきくみをくびにかけ」た姿をみて発病し、死去した。「世の人八幡の御体かとぞ申しける」という話が載る。一般的に神の姿は目にみえないとされるが、石清水八幡の御神体は宇佐と同様、「大きな人」と想像されていたらしい。

ロは『今昔物語集』一二—二八の話として再録されているが、『今昔物語集』には羅刹鬼の「長ハ屋ノ檐ト等クシテ」という独自の表現がある。『今昔物語集』の話でも『法華験記』と同じく、羅刹鬼の背丈は「長ハ一丈許」とあるので、④の「軒と等しい高さ」とは概ね一丈とみてよいだろう。ワの場合は「背の長さ七尺余り」とあり、サルタヒコの身長は「背」(座高)の長さを超えると判断されよう。

ルの「尼公」は墓から掘り出された後、「風に随ひて散り失せにけり」という存在。カは五条堀川の旧家で、一晚を過ごした三善清行の前に次々と異類のものが示現するが、そのうちの一人の女は塗籠から出て、「匂タル香艶ズ馥バシ」であったが、清行に見つめられると、

「鼻鮮ニテヒ赤シ。口脇ニ四五寸許銀□作タル牙昨違タリ」という姿になって塗籠に入って戸を閉ざしたという。塗籠は霊鬼の居所であるので、この女も現世の人間ではない。「居長三尺許」というのは座ったままの高さであるが、この倍を背丈とみると、異類の女性も六尺の大柄とみられていたらしい。

夕では道兼が仁寿殿の東で何を見たのかはつきりしないが、「軒とひとしき人のあるやうに」というだけで道兼が恐れて引き返したのは、かかる背丈の高さが異類を想像させるに十分なものであったからであろう。

一二世紀末から一三世紀初頭の『吉備大臣入唐絵巻』

二には、高樓に押し込められた真備を、鬼と化した阿倍仲麻呂が訪ねてくる場面があり、そこでは衣冠に身を正してはいるものの、赤ら顔の鬼が真備と高樓の上層で対座している。鬼も坐してはいるが、冠の先は垂木に届かんばかりに描かれてある。これとは別の場面で、唐の役人や勅使が高樓を来訪した時は、軒よりはかなり下に人物が描かれている（『吉備大臣入唐絵巻』三）。赤ら顔の鬼の姿は「軒と等しい高さ」として同図の例は貴重ではあるまいか。⁽⁴⁶⁾

なお、鬼の大きさという点では、中世の絵画資料の中

で地獄の光景が描かれているのが注目される。たとえば、一四世紀初頭の『春日権現験記絵』⁽⁴⁷⁾六には、興福寺の舞人狛行光が重病となり息絶えた。閻魔庁に到ったものの、春日大明神のとりなしで許される。その帰途、衣冠束帯姿の春日大明神の案内で行光は地獄を巡ったという場面がある。そこには、禪だけの姿の行光とはほぼ同じ背丈と思しき、地獄の責め苦にあえぐ罪人が数多く描かれている一方、彼らよりもはるかに大柄で鬼形の獄卒、冥官、それに行光を案内した春日大明神の姿もあつた。この二グループの背丈の大小は相対的なものでしかないが、獄卒や冥官が行光・罪人と比べて大きく描写されていることは間違いない。これは『春日権現験記絵』九においても同様である。地獄に堕ちた僧定誉の母親を春日大明神が救う場面であるが、緋の袴姿の母親はじめ多くの罪人は春日大明神・閻魔王・冥官・獄卒と比較して小さく描かれている。⁽⁴⁸⁾とすれば、地獄の獄卒の大きさと本節の②③④に列挙した鬼の背丈とは呼応するところがある。⁽⁴⁹⁾先に取り上げた六尺二寸という背丈の小野篁が冥官とされた理由の一端も窺えるのではあるまいか。

以上から、古代の人々は異類の背丈をかなり高いもの——史料イゝカの諸例からすれば、六尺以上と観念してい

たことが窺えよう。前述の通り、今日よりも人間の平均身長も低かったことも念頭に置けば、人々にとつて鬼や神などの異類は巨大な姿と映ったに相違ないのである。もちろん、ここに挙げた諸例とは異なり、対照的に小身長（一）の異類の例も少なからずある。一寸法師（『御伽草子』）や「三寸ばかりなる」かぐや姫（『竹取物語』）はその典型であろう。さらには『今昔物語集』によると、ある人が方違のために泊まった下京の家で、幼児や乳母の枕元を馬に乗って通過していった五位は「長五寸許ナル」（二七—三〇）、源信が夜明け方に目撃した天人は「長ケ一尺許ナル」（二四—二）、三善清行が五条堀川の旧家で、真夜中に遭遇した騎馬のものは「長一尺許ナル」（二七—三二）、冷泉院で毎晩出現する池水の精は「長三尺許有ル翁」（二七—五）など、いずれも一メートルに満たない背丈であった。さらには、左大臣源高明の桃園邸の母屋の柱では、深夜、「其ノ木ノ節ノ穴ヨリ小サキ児ノ手ヲ指出テ、人ヲ招ク事ナム有ケル」（二七—三）という例もあった。もともと不可視の鬼が人間界に接触する時、鬼の身体の一部として手が出てくるといわれている（二）。それも柱の節穴からの手招きであったことからすると、鬼の正体も小さな姿であったとみられよう。

こうしてみてみると、異類の世界においても、背丈の大小は異形性の一つの現れとみられていたのであろう。背丈の極端に大小二つに分かれた異形の姿に、古代の人々は境界性・異界性をとめ、そこから異界も想像していたのではないだろうか。

四 おわりに

これまで人間の背丈という点で注目されてきたのは、「はじめに」で指摘した通り、背丈が低い子供（童）が中心であった。しかし、本稿で指摘した通り、小人に対して、背の高い人にも境界性・異界性が検出できることがあったことに留意すべきであろう。とくに大—小人や大人という点に着眼すると、『古事記』『日本書紀』『風土記』『万葉集』のオホナムチースクナヒコナや民間のダイダラ坊伝承に系譜するのではないだろうか（三）。

なお、本稿で扱った高い背丈は主として男性であった。女性の例が少ないのは、そもそも女性の方が平均身長も低いという点にも原因があったかもしれない。長身の女性の例としては、前述した神功皇后の例などを別とすれば、『日本書紀』雄略七年八月条の、吉備下道臣前津屋が「小女を以ては天皇の人にし、大女を以ては己が人に

して、競ひて相闘はしむ」という話、『日本霊異記』中
―四の、『三野国片県郡少川の市に、一の力ある女有り
き。人と為り大きなり。名をば三野狐と為ふ。…時に、
尾張国愛智郡片輪の里にも、一の力ある女有りき。人と
為り少さし』という話があった。双方とも、背丈の大―
小の対比で、小が大を打ち負かす形で語られている。ま
た、『古今著聞集』五四八には「しきりにたけたかき女
と、ことにたけひきかりける男、寝たりけるに、女のま
たのほどに男のかほあたりて侍りけり」として、大女と
小男との間で奇妙な会話が交わされるといふ話もあった。
いずれにしても、長身の女性の例数が少ないので、十分
なことはいえないとしても、長身女性の場合も、背丈の
高い男性と共通するところがあろう。

それに対して、『源氏物語』（空蟬）には、月夜に源氏
の人影を見た老女が「民部のおもとなめり。けしうはあ
らぬおもとの丈だちかな」と錯覚するが、その後に「丈
高き人の常に笑はるるを言ふなりけり」とあった。平安
期の宮廷社会における「民部のおもと」のような「丈高
き」女性が「常に笑はるる」対象と位置付けられている
のは注意されてよい。この話については、なお関連史料
を収集して検討を加えねばならないとしても、ここに高

い背丈の男性と異なる、長身女性への新たな視線も見
出せるのではないだろうか。

近年、日本古代史の分野でも環境史を扱う研究が増え
てきている。本稿もその試みの一つと認識している。も
とより人間にとって人間自体も身近な環境といつてよい。⁵⁴
その人間の可視的表徴としての身体―高い背丈とその境
界性という問題も、古代において、異形の一つの姿形と
して、身長四尺五寸から五尺代の人々の心性をベースに
多様に展開した諸相を史料の中から読み取ってみた次第
である。⁵⁵

註

- (1) 拙稿「古代の人々の聴覚」（発表予定）。
- (2) 子供を扱う研究は多いが、差し当たって、フィリッ
プ・アリエス（杉山光信・杉山恵美子訳）『子供』の誕
生」（みすず書房、一九八〇年）参照。最近の著書として
は、田畑泰子・細川涼一『日本の中世四 女人、老人、
子ども』（中央公論新社、二〇〇二年）、斉藤研一『子ど
もの中世史』（吉川弘文館、二〇〇三年）、津田徹英『日
本的美術四四二 中世の童子形』（至文堂、二〇〇三年）、
服藤早苗『平安王朝の子どもたち』（吉川弘文館、二〇〇
四年）などがある。
- (3) 益田勝実「久遠の童形神」（益田勝実の仕事）四、ち

くま学芸文庫、二〇〇六年、初出一九七二年。

- (4) 小子部については、直木孝次郎「小子部について」(『日本古代兵制史の研究』吉川弘文館、一九六八年)、志田諱一「小子部連」(『古代氏族の性格と伝承』雄山閣出版、一九八二年)、寺川真知夫「少子部連」(『日本国現報善悪霊異記の研究』和泉書院、一九九六年) など参照。
- (5) 侏儒に関しては、戸谷高明「侏儒とその周辺」(『古代文学の研究』桜楓社、一九六五年)、郡司正勝「侏儒考」(『童子考』白水社、二〇一〇年) など参照。
- (6) 内豎・内豎省については、山本信吉「内豎省の研究」(『撰関政治史論考』吉川弘文館、二〇〇三年) 参照。「内豎」は「チイサワラハ」と訓み、豎子とも表記されるが、皆、成年男子が任用されていたことは山本氏の論文に指摘がある。

- (7) 網野善彦「童形・鹿杖・門前」(『異形の王権』平凡社、一九八六年) 三九～五二頁。
- (8) 山折哲雄「翁と童子」(『神と翁の民俗学』講談社学術文庫、一九八二年)、飯島吉晴「子供の民俗学」(新曜社、一九九一年)、鎌田東二編「童翁信仰」(雄山閣出版、一九九三年)、宮田登「子ども・老人と性」(吉川弘文館、二〇〇七年) 一～二二八頁など。
- (9) 黒田日出男「「翁」と「童」」(『境界の中世 象徴の中世』東京大学出版会、一九八六年)。
- (10) 服藤早苗「平安朝子ども史研究と課題」(前掲(2)所収) 六頁。
- (11) 『平家物語』八には、緒方三郎維義の祖、あかがり大

太は、日向国高知尾明神の神体の大蛇の子であったため「いまだ十歳にもみたさるに、せいおほきにかはながく、たけたかかりけり、七歳にて元服せさせ」たとあった。元服の際、年齢よりも背丈の方が重視された例として注意される。

- (12) 背丈の高い人については、神話学・民俗学などの視点から、『季刊自然と文化』一〇(一九八五年)が「巨人と小人」の特集号を刊行している程度である。
- (13) 平本嘉助「骨からみた日本人身長の移り変わり」(『考古学ジャーナル』一九七、一九八一年)。
- (14) 片山一道「藤ノ木古墳人骨再考」(『檀原考古学研究所論集』一六、八木書店、二〇一三年)。その他、片山『骨考古学と身体史観』(敬文舎、二〇一三年)二〇五～二三六頁も参照。
- (15) 文部科学省の体力・運動能力調査(平成二四年度)によると、一八歳から四九歳までの男性の平均身長が一七一センチ代、女性は一五八センチ代であった(文部科学省ホームページ参照)。
- (16) 古墳時代から江戸時代まで発掘された在来馬の遺体の体高(肩の上から地上まで)は、概ね、一二〇～一四〇センチの間で、ポニーのサイズに当たり、それ以上の体高のサラブレッドとは区別されるという(末崎真澄「ウマと日本人」『人と動物の日本史』一、吉川弘文館、二〇〇八年)。かかる点から、間接的ではあるが、近世以前の人々の背丈が現代人よりも低かったことが推定されよう。なお、在来馬が小型といっても、騎馬武者を乗せ

る、太く逞しい馬であつたという指摘がある（近藤好和「日本馬は本当に貧弱か？」『牧の考古学』高志書院、二〇〇八年）。

(17) 景行天皇の身長について、「この一尺は一九・九センチ」として周尺を単位とみる指摘もある（『古事記』『岩波日本思想大系、一九八二年』一五八頁頭注）。それでも景行の一丈は約二メートルになり、長身であることに変わりはない。

(18) 当該記事は『政事要略』二九（追儼）にも取り上げられていないので、方相氏関連の史料とみることも困難といふべきであろう。

(19) 大儼（追儼）儀については、拙稿「古代大儼儀の史的考察」〔『古代国家の神祇と祭祀』吉川弘文館、一九九五年〕を参照されたい。

(20) 方相氏を「長人」というのは、『文徳実録』斉衡元年（八五四）二月辛巳条に「武蔵国長人一枚を貢る。以て駟儼に備ふ」とあることから知られる。

(21) 『保元物語』上によると、源為朝について「その長七尺に余りたれば、普通の者には二・三尺ばかり差し顕れたり」とあるのも、池田春野のケースと同様であろう。

(22) 六尺未満の例としては、五尺の景戒以外に、坂上田村麻呂が「身長五尺八寸」（『田邑麻呂伝説』、円仁が「身長五尺七寸」（『慈覚大師伝』）、橘朝臣貞根（卒伝）が「身長纔に五尺」（『三代実録』貞観十五年（八七三）八月庚申条、吉田連の祖、彦国葺命の孫、塩垂津彦命が「長五尺」（『新撰姓氏録』左京皇別下条）、三郎主の「五尺」

（『新猿楽記』、源資賢の「五尺」（『平家物語』三）の例がある。また、平城京二条大路北側SD1250出土木簡（削り屑）に「五尺六」の人物の例もあった（『木簡研究』七（一九八五年）一二頁）。

「輕マ造法末呂年^{廿四歳五尺六戸部卿字造万倍}廿七^{戸部卿}」

(23) 成人でありながら、身長が極めて低い例として、管見の限りでは、藤原朝臣大津（卒伝）は「身長短小」（『文徳実録』斉衡元年（八五四）一〇月庚申条、伴宿祢善男は「身軀姪細」（『三代実録』貞観八年（八六六）九月甲子条、阿蘇某という史は「長ケ短也」（『今昔物語集』二八一・一六）などがあるが、実際の背丈は分からない。『日本書紀』天智一〇年（六七二）三月甲寅条に「常陸国、中臣部若子貢る。長尺六寸。其の生れし年丙辰より此の歳に至るまで、十六年なり」、『台記』久安三年（一一四七）一〇月丙申条には、「早旦、侏儒僧来る。其の長三尺二寸八分、^{金勾}とあつた。一二世紀後半の『病草紙』（九州国立博物館蔵）に子供と同等の背丈の侏儒僧の絵がある。なお、『魏志』東夷伝倭人条に「女王国の東、海を渡る千余里、また国有り、皆倭種なり。また侏儒国あり、その南に有り、人の長三、四尺、女王を去る四千余里」として、侏儒国人の身長が「三、四尺」という例もある。

(24) 『今昔物語集』によると、釈迦は「丈六ノ姿」（六一一）、孔子は「身ノ長九尺六寸」（二〇一九）とあつた。孔子については『史記』（孔子世家）に「九尺六寸」とあり、周尺で計算すると、二二・六センチになる。

(25) 本話は『扶桑略記』寛平八年九月二二日条所引「善家

秘記」にもあるが、『今昔物語集』と大筋ではかわらない。

(26) 小松和彦『異界と日本人』(角川書店、二〇〇三年)

一三六—一三七頁。

(27) 『日本霊異記』下—一三については、藤本誠氏のご教示による。

(28) 勝俣隆「自木俣漏逃」の一解釈」(『異郷訪問譚・来訪譚の研究』(和泉書院、二〇〇九年)五六頁)、なお、木俣については、拙稿「木俣考」(発表予定)で論じた。

(29) 人間の身長の変化に関連して、人間以外の例を指摘しておく。すなわち、『播磨国風土記』讃容郡条には、中川里の話として、苦編部犬猪が土中より得た、「光、明らけき鏡のごとし」という剣を鍛人に刃を焼かせたところ、「その時、この剣、屈申すること蛇のごとし。鍛人大く驚き、営らずて止む。ここに、犬猪、異しき剣と以為ひて、朝廷に献げたり」として、屈申する不思議な剣のことが語られている。『常陸国風土記』那賀郡条には、毎晩、成長して大きくなっていく蛇があり、その度に蛇を容れる器を替えたという話もある。また、『日本霊異記』中—六には、山城国相楽郡の話として、「発願の人」が法華経を写し、「白檀紫檀」を買ひ求めて経を入れる函を作ったところ、経が長く函に入らない。そこで、法事を行うと、函の背文が自然に伸びて経を収めることができた。そこで、原因を探るべく、もとの経を借りて、今回の経本と比較すると、長さは同じであったとある。

(30) 『続日本後紀』承和十一年(八四四)三月戊戌条には、

「但馬国、帽子・単衣・腰帶・革鞋・鎌・刀子等の一櫃を上る。其の体様卑小にして、此の間の物に似ず。疑ふらくは侏儒国の物、流れ着く者歟」として、但馬国への「卑小」の漂着物から「侏儒国」の存在が想像されている。

(31) 西郷信綱『古事記注釈』四(平凡社、一九八九年)二三八頁。

(32) 岡田精司「古事記・日本書紀の史料批判」(『ゼミナール日本古代史』下(光文社、一九八〇年)四八五—四八七頁。

(33) 藤原茂樹氏のご教示による。

(34) 神功皇后に関して補足しておく、『日本書紀』景行十二年一〇月条には土蜘蛛征討の前に、天皇が「長さ六尺、広さ三尺、厚さ一尺五寸」の石を蹴って成否を占うと、その石は柏葉の如く大空に舞いあがったとある。この大石を蹴る景行の姿にも長身の姿が想像されてよい。神功皇后の伝承においても、鎮懐石歌の序文に路傍の石占の石(或は云ふ、この二つの石は肥前国彼杵郡平敷の石なり、占に当たって取ると)とある)を鎮懐石として信仰されるようになったとして、景行と共通の石占の伝承が見出されている(大谷護夫「鎮懐石の歌」(『セミナー万葉の歌人と作品』五(和泉書院、二〇〇〇年))。とすれば、神功皇后も景行と同じく大石を用いて石占をし、大石を腰につけて外敵を征服する背文の高い人物と考えられていたことになろう。

(35) 『義経記』の引用は新編日本古典文学全集本(底本は国立歴史民俗博物館所蔵田中本)によったが、日本古典

文学大系本（底本は国立国会図書館東洋文庫蔵丹緑絵入十二行木活字本）では、本文引用箇所（傍線部）を「これら兄弟、丈の高さ唐人にも越えたり」とする。

(36) 『日本霊異記』（新日本古典文学大系、岩波書店、一九六六年）一九一頁脚注一六（出雲路修氏執筆）。

(37) 武田比呂男「仏像の霊異」（『日本文学』四五―五、一九六六年）一七―一八頁。なお、仏教と光については、拙稿「古代の神々と光」（『古代の王権祭祀と自然』吉川弘文館、二〇〇八年）二八三―二八四頁で指摘した。

(38) 七拳脛・八拳脛については、以下の史料がある。『古事記』中（景行）にヤマトタケルの平定に「久米直の祖名は七拳脛、恒に膳夫と為て従ひ仕へ奉りき」、『日本書紀』景行四〇年七月戊戌条にも、タケルの従者として「七掬脛を以て膳夫とす」、『新撰姓氏録』左京神別の竹田連は「神魂命十三世孫八束脛の後也」とあった。また、『日本書紀』神武即位前紀戊午年四月甲辰条の「長髓彦」（『古事記』中〈神武〉では「登美能那賀須泥毗古」）も同様な名称とみられる。神武の大和入りを妨害したナガスネヒコとは長身の人物と語られていたのではないだろうか。一方、『風土記』には「国果（俗の語、都知久母。又、その郡の長さ八掬なり。力多り。こは土果の後なり。太強し。）越の国に人あり。名をば八掬脛といふ。」（『越後国風土記』逸文）とあり、ツチゲモとの関連性が指摘される。

(39) 加藤順一「対外交渉において官人の外貌が有する政治的性格」（『名古屋明德短期大学紀要』一一、一九九六年）。

古代の人々の背丈

(40) 加藤「朝野叢載」に見える「日本国使人」（『芸林』三八―三、一九八九年）。

(41) 小野篁が冥官となったという説話の成立について、松本公一氏は、①中国説話（『冥報記』）で冥官となった人物は、篁同様、学識があったとみられること、②閻魔庁には検非違使庁の反映が認められるが、篁には彈正台・刑部省役人の経歴があったこと、③篁の六尺二寸という人並み外れた風貌があったことを指摘された（『小野篁冥官説話の成立とその周辺』『文化史学』四三、一九八七年）。このうち、筆者は③に注目しているが、松本説では高い背丈が冥官とどのように関係するのか、説明がない。

(42) 拙稿、前掲（19）二五四―二五五頁。

(43) 大日方克己「大晦日の饗」（『古代国家と年中行事』吉川弘文館、一九九三年）二〇〇―二〇一頁。

(44) 『今昔物語集』天竺部の話でも羅刹国の女は「長一丈許」（五一）とあった。震旦部の例では、後漢明帝の夢にやってくるという金色の人が「長一丈余許」（六一）安西城に現れた毘沙門天の第二子独健と兵士が「長一丈余計」（六―九）、ある不信心の人の夢に現れた「一ノ神」が「長大一丈余」（七一―三）、震旦国王の前に出現した頭が童形という大魚が「長一丈余」（二〇―二八）とあった。

(45) 岡田『新編神社の古代史』（学生社、二〇一一年、初出一九八五年）六頁。

(46) 異形の長身の例としては、他に、『古事記』上ではヤ

マタノオロチについて「其の長は谿八谷峽八尾に度りて……」『三代実録』仁和二年(八八六)七月丙午条には「夜亥時、紫宸殿の前に長人有りて、往還徘徊す。内豎の傳點者之を見て、惶怖して失神す」とあり、「亥時」(午後一〇時)、紫宸殿前を徘徊する「長人」が内豎によって目撃されたという一件。『今昔物語集』二七一—二四で東国人を勢田橋付近で襲った鬼は「夜ナレバ其ノ体ハ不見ズ。只大キヤカナル者ノ云ハム方無ク怖シ氣也」、『宇治拾遺物語』一五—一八には、物怪に取り憑かれた染殿后を祈祷した相応和尚が「長高き僧の、鬼のごとくなる」という話もある。

(47) 『春日権現験記絵』の地獄の光景については、五味文彦『春日験記絵』と中世』(淡交社、一九九八年)一六四—一七四頁参照。

(48) 『春日権現験記絵』七(詞書)には、春日の神は「なべてならず御たけたかき若君の、十七八ばかりおはします」とあった。

(49) 『春日権現験記絵』一一でも事情は同じで、罪人と冥官との大きさに差があった。ただし、閻魔王宮に入って法華經を読んだ後によみがえったという僧惠暁は、僧衣を着て、冥官と同じような大きさで描かれている。惠暁の姿形は衣冠束帯の春日大明神の場合と同じであろう。

(50) 『北野天神縁起絵巻』(承久本)においては、地獄の獄卒は罪人より大きく描いてある。また、滋賀県聖衆來迎寺藏『六道絵』(二三世紀)や『地獄草紙』でも閻魔王・冥官・獄卒の類は罪人よりも大きい姿であった。なお、

『日本靈異記』下—九には、藤原朝臣広足が現世に帰還する際、閻羅王は広足の頭に印点をする。その時、閻羅王の「手の指の大きさ、十抱余の如し」とあった。閻羅王の指の太さからして、背丈も大きかったことが想像されるよう。

(51) 『病草紙』(香雪美術館藏)には、小法師の幻覺に悩む男として、男の枕元に「たけ五寸ばかりある法師のかみぎぬきたるあまたつれだちて」(詞書)という光景が描写されている。

(52) 森正人『靈魂と秩序』(『今昔物語集の生成』和泉書院、一九八六年)二二七頁。

(53) すでに別稿(前掲(一))でも指摘した通り、オホナムチなどの巨大な神の姿を人々が直接目撃していたわけではあるまい。一例をあげると、『播磨国風土記』賀毛郡条に「飯盛嵩。右、然号くるは、大汝の命の御飯を、この嵩に盛りき。故れ、飯盛嵩と曰ふ」とあり、「飯盛嵩」とは「北条・加西両町の境の飯盛山(一三三三米)」(『風土記』(岩波日本古典文学大系、一九五八年)三四一頁頭注二〇)であるとする、オホナムチは巨大な握り飯を食べる巨人の神と観念されていたはずである。

(54) 池上俊一『森と川』(刀水書房、二〇一〇年)一四四頁。

(55) 二宮宏之氏は、一六—一八世紀のヨーロッパという国民国家形成の時代を扱う際、国民という網をかぶせた途端、国民を構成する一人一人の人間—からだやこころ—が忘れ去られてしまうと指摘されている(『参照系として

のからだどころ」〔二宮宏之著作集〕三、岩波書店
二〇一一年、初出は一九八八年。この点は、国家や王
権を軸に語られることが多い日本古代史の分野でも当て
はまるところであろう。